



共産党の6月県会一般質問を認めず 「議会基本条例に反する」と批判

愛知県議会の議会運営委員会は12日、6月定例会の本会議における「一般質問及び議案質疑」を実質2日間で14人とし、不当にも日本共産党県会議員の発言を認めないことを決めました。共産党議員団は、9日に議長に対し「少数会派の質問権を保障すべき」などの議会改革を申し入れていました。この日の議運でも、わしの委員がその重要性を指摘しましたが、他の議運委員からの反論は何もなく、議運委員長が「要望はお聞きした。今後、機会があれば考えていく」と述べるにとどまりました。

共産党のわしの委員は、「今回の議運の提案は、会派の議員数に応じて質問の順序が提案され、少数会派にも配慮されていると聞いていますが、平成3年の選挙で日本共産党は2人となりましたが、定例会ごとに、一般質問を行っています」と少数会派を無視しなかった過去の議運の対応を紹介し、「共産と維新が2人議員となり、少数会派は2つになりました。そこで新しい議会の会派構成を基礎とした、議員の質問権を保障する観点から質問順序の検討をしていただきたい」と再考を求めました。

さらに、1年半前に作られた愛知県の「議会基本条例」（右に要旨掲載）を示し「この条例から見ても、今回提案の発言順序は見直して頂きたい」、また、自治官僚で鳥取県知事・総務大臣を歴任した片山善博氏の著述（右下）も紹介して「質問権がないのは問題」と追及しました。

委員会質問、議案討論で 積極的に発言

6月定例会では、共産党議員は18.23.24日の本会議は質問できませんが、常任委員会や本会議最終日では、発言できます。

委員会 26(金)13時～ 29日(月)13時～
本会議 7日(火)10時～ 「討論・採決」

平和、暮らし、健康・医療・介護、教育など、県民の思いを議会と世論に発信していきます。

愛知県議会基本条例

平成25年12月20日

前文

「・・・議会は、県民の多様な意思を県政に反映する合議制の機関として、県民に開かれた運営に努め、十分な議論を尽くすとともに、議会活動について積極的に情報発信することにより、県民の議会への理解を深め、議会活動への県民の参加を推進する必要がある。・・・」

第2条（基本理念）

「議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を担う議事機関として、県民の多様な意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努め、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指す」

片山善博「機能不全の地方議会」

「予算を決めることは議会の権限です。知事や市町村長には予算案を編成する権限はあるが、決定権はありません。議員の本分は議会に上程される予算案をはじめとする議案のチェックや決定であり、決めたことに責任をもつことです。」